**第５回東京湾カップ**

**三崎・横濱ヨットレース安全特別規定**

　**1　浦賀水道航路内を航行してならない。**

**2　観音崎から浦賀水道航路ＮＯ．7ブイ間の航行については別紙コース図に示**

**した範囲内を通過すること。**

**レース当日の風方向によっては、横須賀港沖付近を通過する時は１部の海面**

**で、この付近待機している警戒船（運営ボート）の指示に従って機帆走とする**

**ことがある。**

**3　レースを継続することが困難な場合（悪天候、重大な危険が予測される）は**

**コース短縮するか、中止をすることがある。**

**4　東京湾入り口付近の久里浜沖にはアシカ島の暗礁があり、東京湾フェリー久**

**里浜→金谷（千葉県）が就航しているので十分に注意して航行すること。**

**5　自艇と本船、他航行船との間に衝突などの危険な状況に陥る恐れがある場合は**

**早めにエンジン航行して回避しなければならない。**

**6　回避行動による内容をレース終了後レース委員会に書面で提出すること。**

**7　通信手段として、防水(ビニール等のケースにいれた)携帯電話を２台(２系統)所持し
常に通信可能状態にしておくこと。**

**8　大会本部に携帯電話番号を届けでること。**

**9　通信手段として正常に機能する国際ＶＨＦ、マリンＶＨＦのいずれかを装備し、**

**16ＣＨ、74ＣＨを聴取できるようにすること。**

 **10　ＡＩＳ装置の搭載を強く推奨する。**

**11　ＡＩＳ搭載艇はレース期間中有効に作動させなければならない。**

**12 レース期間中、位置表示ができるセールビジョンを作動させること。**

**以上**